

公益財団法人千里リサイクルプラザ会員規約

制 定 平成 4 年 3 月 23 日 規約 1
最近改正 平成 24 年 5 月 9 日 規約 1

公益財団法人千里リサイクルプラザ定款第 4 5 条第 2 項の規定に基づき、公益財団法人千里リサイクルプラザ会員規約を定める。

(会員)

第 1 条 会員は、普通会员及び特別会員とする。

2 普通会员は、個人及び法人並びにその他の団体とする。

3 特別会員は、国及び地方公共団体並びにこれに準じる団体、その他理事長が特別に認めた者とする。

(入会)

第 2 条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事長の承認を受けるものとする。

2 理事長は、入会を承認したときは登録のうえ、その旨を申込者に通知するものとする。

(会費)

第 3 条 会費は、会員のごとに別表に掲げるとおりとし、その徴収方法については理事長が定める。

(退会等)

第 4 条 普通会员が会員期間終了後 3 か月以内に会員継続の手続きを実施しなかった場合は、退会したものとする。

2 前項の期間内に継続の手続きを実施した場合は、引続き会員であったものとする。

3 特別会員が退会しようとするときは、その旨を書面で届けでなければならない。

(除名)

第 5 条 理事長は、会員としてふさわしくない行為があった者を、除名することができる。

附 則

この規約は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 5 月 9 日から施行する。

別表

種 類	区 分	会費（年間）
普通会員	<ul style="list-style-type: none"> ・個人会員 ・団体会員 （法人及びその他団体） 	<p style="text-align: center;">1, 000円</p> <p style="text-align: center;">10, 000円</p>
特別会員	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び地方公共団体 ・国及び地方公共団体に準ずる 法人又は団体 ・その他理事長が特別に認めた者 	<p style="text-align: center;">無 料</p>